

<別紙2-1（共通評価 保育所版）>

(2021.4)

判断基準 a・b・cは、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

- a: 現状維持の努力が必要とされる水準
- b: 「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態
- c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果

事業所名：なかもちっこ園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>保育園の理念、基本方針はホームページや園案内のパンフレット、入園のしおり等に記載されています。保育理念は「保護者が安心して働ける環境を保障する」で法人が事業を開始した当初に策定されて以降、法人で統一して掲げているものです。理念に基づき、基本方針「支えあい 育ちあい 子育てをじっくり楽しもう」を定め、続いて保育目標「すべての子どもがかげえのない自分に気付くように」として保育の考え方を示しています。また、保育目標の実現に向けて目指す大人像も導き出しており職員の行動規範となる具体的な内容となっています。理念や基本方針について、職員へは入職時のオリエンテーションや年2回の全体会、園長との個人面談の際に周知されています。保護者へは入園説明会や懇談会等でしおりを用いて説明し周知に努めています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、横浜市や都筑区、社会福祉協議会等の会議に参加して情報を得たり、横浜市や都筑区からの通知から社会福祉事業全体の動向について把握しています。法人の園長会や姉妹園との情報共有で地域の動向についても把握しています。地域の状況として、0歳児入園希望の減少や卒園前の転園、退園等について出し合い、課題を把握し分析しています。また、毎月、税理士と収支についてやり取りし保育のコストや利用者の推移について分析し共有しています。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、保育内容や組織体制、施設設備の整備等の状況について毎年見直しており、課題や問題点を把握し法人会長や他の園長と共有しています。財務状況については、毎月税理士と会長で会議を持ち、年間から数年間の見通しを持ち健全に運営できるように検討し、その後園長会で共有され、年2回の全体会で職員全体に周知されています。現在、職員体制についてアドバイザーからの助言を受け、職員体制の維持を目指して就業規則を見直ししているところです。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>法人会長は、園長会や全体会等の機会あるごとに、口頭で今後の方向性について伝えていますが文書化はしていません。今後は文書化し方向性を示していくことが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>中長期の計画を文書化していないのでそれを反映したものとは言えませんが、年度末には、保育内容や行事、職員が担当する各委員会等で振り返りをし、課題を抽出し、単年度計画としてまとめています。ただし、数値目標や具体的な成果等を設定するなど、実施状況を評価するための時期や手順を明らかにすることはしていません。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント>	
<p>年度末には職員参画のもと、KPT（継続・課題・新たな取組の検討をする）の手法を用いて保育内容や行事、職員が担当する各委員会等で振り返りをし、課題を抽出し、事業計画にまとめています。毎年、3月に行われる法人の全体会で職員に周知しています。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント>	
<p>年度末には職員参画のもと、保育内容や行事等の各委員会等で丁寧に振り返りをし、次への課題を抽出しています。これらを事業計画としてまとめています。保護者に対しては、取り組み計画の主な内容については、年3回開催の保護者が参加する運営委員会で説明しています。また、運営委員会から保護者会へ報告されています。具体例として、保護者の協力を得て、保育室に手作りのロフトを設置した経過があります。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント>	
<p>保育園では、全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画、日案を立てて実行し、計画の期や月ごとに振り返り欄を設けて記載しており、職員がPDCAを意識できるようになっています。保育や委員会の振り返りは、KPT手法を用いて評価し、その都度記録しており、年度末には全体会で全職員に報告し共有しています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>	
<p>様々な取り組みについて、KPTの手法を用いて丁寧に振り返りをし、結果を全体ミーティングで報告、共有し会議等で改善策を出し合い、取り組んでいます。一方で、評価結果を分析した結果やそれに基づく課題については文書化はしていません。委員会のメンバーが毎年変わることもあり、職員体制の交代の際もスムーズに運営がされるよう、今後、文書化していくことが期待されます。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント>	
<p>園長は、経営・管理に関する方針・取り組みについて園ミーティング等で明確にしています。また、毎月末に「ALOHA!新聞」を保護者に向けて発行し、その中でも自らの役割と責任について掲載し表明しています。職務分掌の文書化はしていませんが、「運営規定」に「園長は保育・教育の質の向上及び資質の向上に取り組むとともに業務の管理を一元的に行う。」と記されており、主任は「園長を補佐すると共に計画、立案、保護者からの相談に応じる」旨、記されており会議等で職員に周知されています。防火管理表に有事の際の役割を記し、各保育室に掲示して周知しています。今後、職務分掌等について文書化し職員の交代時にもスムーズに園運営ができるようにしていくことが期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>	
園長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、取引業者や行政の関係者と適正な関係を保持しています。また、防災や環境への配慮、子どもの人権擁護等様々な分野について法令順守の観点での経営に関する研修等に参加し学んでいます。職員に対しては、園長の研修報告も含め、個人情報の保護や子どもの人権等について厚生労働省のガイドラインに沿って伝えていきます。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
園長は、日頃から保育に参加したり、行事と一緒に取り組む中で保育の現状について把握しており、日誌や指導計画も日々確認して定期的、継続的に評価・分析を行っています。また、毎月の園ミーティングや毎日開催する15分ミーティングに参加して、職員との意見・情報交換を行っています。 行事の計画についてはその実施の意味合いから話し合い、子ども主体の内容にしていこうと確認して具体的に決めていっています。運動会では、職員が種目を決めて子どもが参加するのではなく、「つなとり、リレー、玉入れ」の中から自分が参加したいものを選ぶようにしました。発表会では子どもと共に演目の衣装作りから始め、材料を揃えて取り組みました。1歳児クラスでも散歩の行き先を子どもの意向を確認して決めるなどしています。園長は、様々な面で子どもの思いを尊重した保育に取り組んでいくよう指導力を発揮しています。	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
園長は、常に子どもの状況、職員の状況について把握し、設備改修や物品の購入が必要なもの等も主任と相談し実効性の向上に取り組んでいます。園長は、法人と相談し、理念や基本方針の実現に向けて欠かせない人員配置や働きやすい環境整備にも取り組んでいます。現状は、日々の保育体制について3園での調整をしていますが、さらに職員が働きやすくするため、増員を目指しています。また、今ある体制で休暇取得の調整をしやすくするため、職員間の共有アプリを導入し、職員が操作をして自分で調整することが可能になるなど工夫しています。書類の作成、日誌の記録等にIT化を導入し実務時間の短縮に成功し休憩時間の保障がしやすくなっています。さらに機能を充実させるため保育アプリの変更も予定しています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント>	
園長は、理念や保育目標の実現や保育の質を確保するためにさらに人材が必要と考え、法人の園長や会長とその方策について相談しています。具体的な取り組みとしては、ホームページへ求人情報を掲載し新人職員の研修制度、園の教育方針、目指す大人像等を周知しています。また、チラシの掲示、就職フェスタへの参加などに取り組んでいます。フェスタではブースを確保し、保育士と共に看護師、栄養士も専門家として子どもに関わり、みんなで育てる保育を実行していることをアピールしています。一方、人員体制に関する基本的な考え方や人材の確保と育成に関する計画などは作成されていません。今後、人材の確保・育成に関する考え方を明確にし計画に基づいた人材の確保・育成が実施されることが期待されます。	
	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント>	
法人は、理念・基本方針に基づき「目指す大人像」として「・責任 やる気 貢献 ・共に悩み 共に喜び 共にはげましあい 一生懸命子どもに向き合う ・仲間を大切に思う 感謝する気持ち」を明確にしています。また、採用、配置等の人事基準が定められ新人研修等で職員に周知されています。法人では、常勤職員に対し、級別目標一覧を用いて目標を確認して業務に取り組み、1対1面談で園長、主任と振り返りを行っています。また、園長、主任、会長から他者評価の報告もあります。級別目標一覧は詳細な項目にまとめられており、将来の姿を描くことができるようになってきています。その他、全職員が気づきのシート「自分を見つめて」を用いて夏から年末まで時間をかけて「①よくできている～④できていない」の数値で自己評価をし、「課題や今後頑張りたいこと」をまとめ、それをもとに会長と面談で振り返りを行っています。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> 毎月の勤務表作成にあたり、主任は、職員の意向を踏まえ、休暇等保育運営に支障のないよう確認して、月の半ばごろに次月分を作成しています。園長、主任は職員の有給休暇の取得状況や勤務状況を確認し職員の心身の健康と安全の確保に努めています。園長は年に数回、職員との個人面談を実施しその中で悩み等の話も聞いています。新人職員については入職後5日目の面談を実施し感想を聞く中で、不安や疑問を解消し職場に慣れていけるよう配慮しています。法人の悩み相談窓口としてアドバイザーがおり、希望があればそちらに繋ぐこともあります。職員の福利厚生として、年に1日、健康診断日をウエルネス休暇として設けたり、インフルエンザ予防接種を園で実施し受けやすいようにしています。また、年に1日プレミアム休暇（またはプライベート応援手当上限12,000円）、誕生日休暇の取得、シフト残業や当日残業の申請、在宅勤務の設定も導入し個人情報に配慮したうえで実行するなどワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っています。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 法人では、期待する職員像として「目指す大人像」を明確にしています。また、詳細な項目の級別目標を設定して、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが作られています。園長、主任、会長は、それぞれ職員一人ひとりと4、5月に前期目標設定、9月に中期目標振り返り、3月に後期目標振り返りの面談を実施しています。目標設定の面談で園長、主任、会長から職員に級の設定と級ごとの目標、保育園からの個別目標が伝えられ取り組んでいます。それぞれの面談で取り組みの進捗状況や目標の見直し、振り返りを行っています。	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> 保育園では、理念を実現した保育を実施するため、期待する職員像として「目指す大人像」を基本方針や全体的な計画に組み入れています。保育園には、保育士のほか、栄養士や看護師等が配置され専門的な立場から健康管理や食育についての計画を立て委員会として一緒に取り組んだり、園内研修を行ったりしています。園内研修は、「子どもの体調について」「不適切な保育」「虐待、子どもの人権」などを取り上げ、毎月の園ミーティングで実行し、年度末に一年の振り返りを行っています。「虐待、子どもの人権」等の研修は非常勤職員もSNSで参加できるようにしています。運営に必要な項目の研修は実行されていますが、研修計画は策定されておらず職員の意見を聞きながら実施しています。今後、必要な項目を出し合い、計画を立てて取り組んでいくことが期待されます。	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント> 園長は、職員との面談や日頃の保育の様子から、一人ひとりの知識・技術水準等について把握しています。新任職員を迎えた際は4年目まで、リーダー職員が保育や日々の業務の中で指導しています。また、入職後5日目の園長面談でもよく話を聞いて不安や疑問の解決につながるよう助言をしています。新人職員も経験の長い職員も自分が希望する研修や必要な研修に主体的に参加できる環境づくりに努めています。外部研修の案内を回覧し、職員間共有アプリでも配信し情報提供しています。SNSの利用など出来るだけ職員全体が研修に参加できるよう配慮しています。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> 実習生の受け入れについてマニュアルを整備し手順書に沿って対応しています。事前にオリエンテーションを行い、保育園の概要や実習内容や個人情報保護の説明の後、申請書、同意書の提出を依頼しています。職員に対し、受け入れにあたっての留意事項等は園内研修で周知しています。実習生から実習内容についてクラス担当などの希望があれば可能なことは受け入れられています。実習生の学校側とは事前のやり取りから連携してプログラムを整えており、教員の巡回訪問の際は実習の様子を共有しています。一方、実習生の受け入れや育成に関する基本姿勢について明文化はしていないので、今後、明文化し共有していくことが期待されます。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>	
<p>法人のホームページやパンフレットに保育園の理念や基本方針、保育の内容について掲載しています。また、事業計画、事業報告、予算・決算情報や第三者評価受審結果、苦情相談の体制・内容については保護者会運営委員会で報告し適切に公開しています。地域に対しては理念や基本方針、保育の内容を掲載したカラフルなパンフレットを都筑区役所こども家庭支援課や子育て支援センター「Popola（ポポラ）」に置き、希望する人がいつでも手にすることが出来るようにしています。</p>	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>	
<p>法人の運営規定、経理規定、賃金規定、就業規則が文書化されて一冊にしたものが事務室に保管され職員に周知されています。毎月の経理については法人により内部監査が行われ定期的に確認されています。また、税理士、社会保険労務士など外部の専門家やアドバイザーによる監査支援等の結果に基づいて経営改善を行っています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>法人は、全体的な計画の「園の社会的責任 - 地域の環境」の項目で、地域の特徴について述べ「転入核家族が多い。園の存在を地域に開き、近隣の子育て家庭にも安心感を与えられるよう地域と連携していく。」と方針を明確にし地域との関わり力を入れています。近隣商店街振興会の夏祭りに参加し、職員が出店を担当したり、ハロウィンのイベントに子どもと参加したり、仲町台駅前での「花壇に花を植える活動」に年長クラスが参加するなどしています。地域の未就園児を対象にした園の企画として「いっしょにあそぼう会」や離乳食体験、プール開放等を実行しており、都筑区ネットワークの取り組みとして地区センターでの「つつきっこ広場」に参加しています。地域のイベント情報や地区センターからのチラシ、学童保育情報等を園の掲示板に掲示したり、SNSで配信し保護者に情報提供しています。</p>	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント>	
<p>ボランティアの受け入れについて、マニュアルを整備し手順書に沿って対応しています。地域の学生の受け入れについては地域振興会の会合などで学校長からの依頼を受け、高校生のインターンシップを実施しています。学生の体験を受け入れた他の職場の方との振り返り交流会にも参加し、情報交換したり実習の様子を共有したりし町全体で協力しています。保育園では、学生に対し事前にオリエンテーションを行い、保育園の理念、基本方針などの概要や実習について説明の後、申請書の提出や個人情報の保護について説明し、同意書の提出を依頼しています。これらは職員に事前に周知し全体で実習を見守るようにしています。中学生の職業体験の受け入れをし学校教育への協力をしています。一方で、受け入れや育成に関する基本姿勢、学校教育への協力の姿勢について明文化はしていないので、今後、明文化し共有していくことが期待されます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
<p>保育園では、都筑区役所こども家庭支援課や横浜市北部地域療育センター、横浜市北部児童相談所、警察署、消防署等の関係機関を記したリストや資料を作成して事務室に保管し職員に周知しています。横浜市北部児童相談所、都筑区役所こども家庭支援課とは支援が必要なケースの対応について定期的に連絡を取り職員間で共有しています。横浜市北部地域療育センターから年に2回巡回訪問があり助言を得て職員に共有し保育に生かしています。園長は、都筑区園長会や都筑区社会福祉協議会、幼保小連携会議、新栄・早淵エリア子育て支援連絡会に参加し情報共有したり、共通の課題解決の取り組みに参加しています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>	
園長は、都筑区園長会やネットワーク連絡会、町内会地域振興イベント、保護者会運営委員会等に参加する中で地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。地域の特徴から、住民の中には、子育ての不安や送迎ボランティアなどの配慮を要する家庭について把握しています。地域住民に対する支援として、親子で楽しめる子育て支援のイベントを開催し、社会福祉士による育児相談も受けています。	
	第三者評価結果
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>	
保育園では、子育て支援として、絵本の講演会、パン作り教室、手作り玩具講習会、園庭でのどろんこ体験などを企画し掲示板で周知して開催しています。園長は、住民から一時保育の申し込みがあった際に、園の調整がつく日は受け入れたいと考えています。また、年1回折本小地域の防災訓練に参加し、町内の方々と一緒に、煙体験や消火器の扱い、炊き出しの手順などを体験しています。保育園では災害時に備え食料や備蓄品、AEDの設置があります。町内会から依頼があればこれらを提供する用意があります。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント>	
基本方針、保育目標に子どもを尊重した保育について明示し、年2回の全体ミーティングで職員に周知しています。保育所保育指針を基に振り返りを行っています。 「倫理綱領」等を作成して園の考え方を文書化することはしていません。園ミーティングで子どもの人権尊重について園長が話をしたり、環境構成や食事、排泄など、具体的な事例をあげて子どもの人権について話し合うなどしています。自己評価表「気づきシート」には子どもへの関わりについての項目を設け、年度末にはこれを用いて全職員が自己点検しています。保育士は、障がいなどを一つの個性として受け止め、子ども一人ひとりに寄り添っていて、子どもたちもお互いの違いを自然に受け入れ、育ち合っています。男女の性差による先入観によって固定的な対応をしないよう配慮し、遊びや役割などを子どもが自由に選択できるようにしています。保護者には、子どもの人権についての園の考えを入園説明会や懇談会で伝えています。	
	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント>	
保育士は、職員会議で具体的な事例をあげて子どものプライバシー保護について話し合い、意識して保育にあたっています。おむつ交換は決められた場所で行い、プール時にはよしずで園庭を囲い、着替え時にはカーテンを引いて外部からの視線を遮っています。着替えは上と下を順番にし、全身裸になることがないように配慮しています。幼児トイレには、個室に扉がついています。保育室内に丸太の仕切り（ログ）などを用いて個別のスペースや絵本コーナーを設け、子どもが一人で落ち着いて過ごせるような環境構成をしています。ホームページ、SNS、しおり等への写真掲載については、その都度保護者に確認を取っています。入園のしおりにSNSへの掲載や園内の写真撮影などについての配慮事項を掲載し、入園時に説明しています。ただし、子どものプライバシーや羞恥心への配慮についての園の考え方を文書化することはしていないので、今後作成していくことが期待されます。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント>	
ホームページ、パンフレットで利用希望者等に園の情報を提供しています。ホームページには、理念や保育目標、保育の取り組み、日常生活、年間行事などが写真とともに掲載されています。SNSでも園の情報を配信しています。パンフレットは、都筑区役所に置いています。利用希望者等からの問い合わせにはいつでも対応し、見学は毎週火曜日に実施していますが、見学希望者等の要望により柔軟に対応しています。見学の際は、近隣の法人2園も一緒に見学してもらっています。見学は、園長・主任がパンフレットを用いて案内し、質問に答えています。見学の記録に質問事項を記載し、次年度の見直しに反映しています。	

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> オンラインで入園説明会を実施し、園のしおり（重要事項説明書）を用いて園の方針や保育内容、料金などについて説明しています。その後個別面談を実施して保護者の質問に答え、同意書を得ています。面談時には保育室を見学してもらい、持ち物等の実物を見せるなど、分かりやすい説明の工夫をしています。園見学をしていない保護者にはしおりの内容を詳細に説明しています。面談時には家庭の状況や子どもの成育歴、既往症など必要書類の記載内容の確認をし、保護者の要望を聞いています。慣らし保育の時期についても、子どもの様子や保護者の仕事への復帰時期を見て、保護者と相談して柔軟に調整しています。保護者の様子を見て何回も相談にのるなどし、入園に際しての保護者の不安が解消するように支援しています。園のしおり（重要事項説明書）の変更点については、懇談会で資料を配布して園長が説明し、同意を得ています。	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 転園など保育所を変更する場合には、引き継ぎ文書などは作成していませんが、保護者から要望があれば対応しています。転園や卒園などの際には、文書は用意していませんが、いつでも園長・主任が相談に応じる旨を伝えています。小学校1年生を夏休みに招待し、小学生先生として在園児と一緒に遊ぶ機会を設けています。コロナ禍のため実施できなかったこともあり、今年度は小学校1年生から4年生までを招待し、在園児と交流しました。縁日などの園の行事に卒園生を招待しています。また、法人の社会福祉士が子育て支援担当者として、卒園後も相談にのる仕組みがあります。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 保育士は、日々の保育の中で子どもの言葉や表情、反応などから子どもの満足度を把握しています。保護者に対しては、日々の会話や連絡ノートなどで満足度を把握しています。年度末には「親子アンケート」として、保護者に子どもの聞き取りをして記載してもらうとともに、保護者からもアンケートを取っています。行事後にもアンケートを実施しています。年2回の懇談会や年1回の個人面談でも保護者の意見を聞いています。運営委員会には保護者代表が参加し、意見交換しています。保護者会があり、園庭改修や保育アプリの変更などの際には意見を聞いています。把握した保護者の意見や要望は会長・園長・主任で対応策について話し合った上で、職員と意見交換し、改善につなげています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 苦情受付担当者は園長、主任、苦情解決責任者は会長で、第三者委員2名を定めています。苦情解決の仕組みをしおりに掲載するとともに、玄関に掲示し、入園時に保護者に説明しています。玄関に意見箱を設置しています。寄せられた苦情や意見は、会長・園長・主任で解決策について検討し、職員に周知し、意見交換しています。苦情と検討の内容、解決策等は記録しています。結果は必ず保護者にフィードバックし、個人情報に配慮した上で園日より公表しています。近隣からの声を受けて、駐車場を登録制にし、保護者にお便りで周知したなどの事例があります。	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 入園のしおりに「何か不明なことや心配なことがあったらいつでもご相談ください」と記載するとともに、懇談会でも職員にいつでも話してほしい旨を伝えています。第三者委員の連絡先を入園のしおりと掲示で保護者に周知し、直接申し立てができるようにしています。朝夕の会話や連絡帳、保育アプリ、個人面談、行事後のアンケートなど保護者が意見を言える場を複数用意しています。保護者からの相談にはいつでも対応し、必要に応じて事務室などプライバシーを守れる場所を用意し、保護者が安心して相談できるようにしています。なお、外部の窓口として横浜市や都筑区こども家庭支援課を紹介していますが、権利擁護の姿勢を示すためにも、今後はさらに、横浜市福祉調整委員会やかながわ福祉サービス運営適正化委員会などの窓口も紹介していくことが期待されます。	

	第三者評価結果
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント>	
<p>朝夕の送迎時には、園長を始めとして職員皆がそれぞれの立場で保護者に声をかけて話を傾聴し、相談に応じています。全園児連絡ノートを用いて、保護者と情報交換しています。行事後にはアンケートを実施し、保護者の感想や意見を聞いています。保護者から相談を受けた職員は、園長・主任に報告し、助言を受けています。必要に応じて個人面談を設定し、内容によっては、園長・主任が同席することもあります。相談内容は、職員会議等で共有して対応策を検討し、記録しています。検討に時間がかかる場合には、その旨を速やかに保護者に説明しています。なお、苦情解決規程はありますが、相談等についてのマニュアルはないので、今後は相談を受けた際の手順についてもマニュアルを作成していくことが期待されます。</p>	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント>	
<p>リスクマネジメントの責任者は園長で、主任、看護師、保育士による安全委員会が中心となって安全対策を講じています。安全計画および危機管理や事故防止マニュアルがあり、職員に周知しています。クラスごとの安全チェックリストがあり、毎日安全点検をしています。事故は事故報告書、けがは些細なものまでけが報告書、ヒヤリハットはクラス日誌に記録し、安全委員会が毎月集計・分析しています。分析の結果は園ミーティング等で周知し、改善策を検討しています。また、職員間の共有アプリでも共有しています。水遊び前の事故防止研修や救急救命訓練などの内部研修を実施しています。また、クラスで水難事故や戸外事故を想定した訓練もしています。</p>	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>感染症対策の責任者は園長で、看護師が中心となって感染症対策をしています。感染症予防と発生時の対応のマニュアルを整備し、職員に周知しています。マニュアルは流行時や市からの通達を得た時など必要に応じて随時見直しています。職員に対しては、嘔吐処理の研修を全体ミーティングの時に実施しています。感染症対策として、手洗いやうがい、消毒、換気の徹底、などを行っています。朝の受け入れ時には全園児検温しています。玄関に感染症の情報を掲示し、保護者に情報提供しています。また、感染症が発症した場合には、掲示とメール配信で知らせています。</p>	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
<コメント>	
<p>危機管理マニュアル、消防計画、自衛消防組織図を整備し、災害時の体制を整えています。保護者には、一斉メール配信と災害時伝言ダイヤルで連絡する体制を整え、メール配信受信の確認もしています。毎月、地震や火災、風水害、大雪など様々な想定で避難訓練を実施しています。広域避難場所への避難訓練もしています。今年度は全職員で防災センターでの訓練を実施しています。食料や備品類の備蓄リストを作成し、安全委員と栄養士が管理しています。非常食は食物アレルギーのある子どもでも食べられるものを用意し、アレルギー児にはピブスを用意しています。年1回全体ミーティングで消防署による心肺蘇生研修をするほか、自治会の避難訓練に職員が参加しています。なお、事業継続計画（BCP）についても作成していくことが期待されます。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント>	
<p>保育の標準的な実施方法について、全体的な計画に文書化されています。また、衛生管理などのマニュアルを作成して事務室に備えており職員はいつでも確認することができます。標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうか、月案、個別月案、日誌等で共有し確認しています。毎月の園ミーティングでは園内研修として、配慮を要する子どもの保育に関して横浜市北部地域療育センターからの助言を確認し、共有しています。園長は日頃から保育に参加して自主性を大切にしたい保育になるよう見守っており、保育実践が画一的なものとはなっていません。子どもの尊重やプライバシーの保護に関わる姿勢は、「全体的な計画」の「園の社会的責任」「子どもの最善の利益」の中で「保育士は倫理観に裏付けられた専門知識、判断をもって保育する」と示していますが、さらに具体的なマニュアルに整えることが期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>毎月開かれる園ミーティングでは保育内容について話し合い、振り返りをする中で保育の標準的な実施方法の検証・見直しがされ指導計画に反映されています。保育園のしおりの中で「施設の紹介」として理念や方針を明文化し、保護者に周知されています。保護者等からの意見や提案がだされた際は、様々なミーティングで共有し内容が必要に応じて反映されるようにしています。ただし、標準的な実施方法の検討後の修正がされていないものもあり、今後、書類、データともに修正して整理し共有していくことが期待されます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画作成の責任者は園長で、職員は、全体的な計画に基づいて年間指導計画、月間指導計画を作成し、それぞれ期ごとや月末、日案は毎日、クラス会議や園ミーティングで振り返りをし確認しています。また、園長、職員は、保護者との日々のやり取りからその意向を把握し計画に反映させています。支援を要するケースについては、各クラスリーダーや社会福祉士が参加する月1回の支援委員会で検討し、カンファレンスにも参加するなどの対応をしています。子どもが、連絡なく欠席している場合は、必ず確認の電話を入れたり、保護者の様子によりリフレッシュの為の保育を声掛けするなど丁寧な対応に努めています。</p>	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画は、期ごと、月間指導計画は月末に、クラスミーティング、学年ミーティング、園ミーティングで振り返りをし関係する職員へ口頭で伝えていきます。参加していない職員へはクラスから周知し、最終的には年度末の全体会で確認していきます。コロナ禍で行事等変更する事が生じた際は、緊急でミーティングを開いて確認し、また、保護者からもアンケートで意見を収集し、園長、主任で相談の上決定、リーダーから全体に周知しました。法人3園では、オンラインで定期的に学年研修を実施して年間指導計画の見直しを行い、その結果を次の計画作成に生かしています。</p>	
	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>各クラスの子どもの発達状況や生活状況をクラス日誌に記し、日々の15分ミーティングで共有しています。各クラスの状況は業務日誌にファイルし、園全体の状況が把握できるようになっています。子どもの成長の様子の記録や日々の情報、日誌はSNSで全員が確認することができます。職員により記録の内容や書き方に差が生じないように、クラスではOJTで伝え、園長も確認しています。職員同士対面での情報共有を目的とした会議は法人の全体ミーティングを年2回、園ミーティングを月1回実施しています。コンピューターネットワーク等を通じた情報共有が進んでおり漏洩防止のためパソコンにパスワードを設定して取り組んでいます。</p>	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の管理者は園長です。保育園のしおりや全体的な計画に個人情報の保護についての記載があります。職員には入職の際説明をし、日頃からUSBの使用や書類の持ち出しの禁止を周知し同意書を得ています。また、保護者に対しては、入園説明の際に説明して同意書を得ています。職員の漏洩対策として、保存年数を過ぎた破棄書類のシュレッダー処分や議事録の個人名をイニシャルにするなど決めて遵守しています。一方で、マニュアルにまとめてはおらず、職員への研修も十分とは言えない状況です。今後、個人情報の保護について分かりやすいマニュアルを整え、毎年研修を実施し遵守していくことが期待されます。</p>	

<別紙2-2（内容評価 保育所版）>

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育理念、基本方針、保育目標、目指す子ども像、目指す大人像に基づき、子どもの権利条約、保育所保育指針などの趣旨を踏まえて作成されています。計画は、子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、保育時間、地域の実態などを考慮して作成しています。また、子どもの最善の利益、説明責任、個人情報保護、苦情解決、地域の環境の項目ごとに「園の社会的責任」を明示しています。計画には、年齢ごとの養護と教育の保育内容や健康支援、環境・衛生管理、食育推進などの「園の取り組み」、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、環境と関わる保育、家庭との関わり、縦割り保育、子どもの学びをとらえる大人の姿等の「特色ある教育と保育」などが記載されていて、園の保育の全体像を示すものとなっています。</p> <p>全体的な計画は、会長、園長が作成し、全体ミーティングで共有しています。年度末には、自己評価をし、次年度の見直しに反映しています。特に養護と教育の項目については、職員が作成に参画し、子どもの姿と照らし合わせて見直しをしています。年間指導計画や月案の作成時には、職員は全体的な計画を確認し、反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室に温湿度計を設置し、エアコン、加湿空気清浄機、床暖房（0・1歳児保育室）を用いて、温湿度の管理を適切に行っています。感染症対策として小まめに窓を開けて換気しています。保育室は音が通りやすい構造となっていますが、音の出る活動をするときには仕切りを出したり、静かな活動をするときには隣のクラスは戸外活動をするなど、保育士間で連携し、配慮をしています。クラスごとに安全チェックリストを用いて、安全点検をしています。清掃は、衛生管理マニュアル、清掃チェック表を用いて清掃・消毒をしていて、清潔に保たれています。使用した玩具は毎日消毒しています。布団は年2回業者がクリーニングをし、シーツは週末に保護者が洗濯しています。</p> <p>マットやソファのある絵本コーナーや丸太のログを用いて作った一人で入り込める場所やロフト下のスペースなど、子どもが一人で落ち着いて過ごせるような場所を用意しています。全クラス、食事と睡眠の場所を分けています。トイレは明るいクラスカラーの色調を用い、子どもが好きな絵を貼るなど、楽しい雰囲気づくりをしています。幼児トイレには個室に扉があり、プライバシーへの配慮もされています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園ミーティングや15分ミーティング等で一人ひとりの子どもの姿について話し合っ全職員で共有し、個々に応じた支援をしています。保育士同士で子どもの小さな変化についても密に情報交換することで、全職員がチームとして対応できる体制を作っています。</p> <p>保育士は、子どもの言葉や行動などから子どもの気持ちを把握して受け止め、子どもが自分の気持ちを言葉で表現できるように働きかけています。言葉で自分の気持ちを表現することが十分でない子どもには、表情や仕草、視線などから子どもの気持ちを汲み取り、発する言葉を拾ったり、子どもの気持ちを言葉に言い換えたりと個々に合わせた関わりをしています。保育士は、子どもに笑顔で接し、子どもの年齢にあったわかりやすい肯定的な言葉で話しかけています。保育士は子どもが自分でやりたいことを見つけられるように近くで見守り、子どもの小さな発見に共感したり、できたことを一緒に喜んだりし、子どもとの関係を築いています。子どもの甘えも受け止め、スキンシップもたくさん取っています。子どもが自分の気持ちを整理できない時には、職員間で連携し、一対一で関わったり、他の保育士が対応するなどしています。子どもに危険がない限りは制止の言葉は用いないように心がけ、制止した後はなぜ危険であるかを子どもが理解できるような言葉で分かりやすく説明し、子どもが納得し自分から行動できるように支援しています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように支援しています。0歳児で自分の物を選ぶことから始め、年齢に合わせた分かりやすい環境構成をし、毎日の繰り返しの中で基本的な生活習慣が身につくように支援しています。</p> <p>保育士は、子どもの自分でやりたいという気持ちを大切に見守り、自分でやってみたくなるような声掛けをしたり、やり方のヒントを出したり、やりやすいように服を並べるなどし、子どもが自分でできるように援助しています。少しでも出来たことはその場で褒め、子どもが自分でできた喜びを感じ、次につなげられるようにしています。トイレトレーニングは一人ひとりの子どもの成長や興味に合わせて保護者と子どもの様子について情報交換して連携し、トイレに座ってみたりしながら無理なく進めています。午前中に眠くなる子どもには横になるコーナーを用意したり、夕方眠くなる子どもはゴロゴロする環境を整えるなど、個々の生活リズムも尊重しています。洗面台に手洗いやうがいの絵を掲示して保育士と一緒に手洗いをしたり、外に遊びに行ったらなぜ着替えるかを説明するなど、子どもが分かるように生活習慣の大切さを伝えています。看護師による手洗いやうがいの指導も実施しています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室には、子どもの年齢や発達、興味に合わせた玩具や教材が子どもの目線に合わせて置かれ、ロフトや遊びのコーナーが設けられていて、子どもが自由に選び、友だちと一緒に遊んだり、一人でじっくりと取り組んだりできるようになっています。廃材などの素材も豊富に置かれていて、子どもたちが自由な発想で製作を思う存分に楽しむことができます。活動の際に戸外へ行くか室内で遊ぶかなど子どもが自由に選択できるようにする機会も設けています。乳児で複数の遊びから選択したり、散歩の行き先を決めたりすることから始め、幼児は、毎日ミーティングを行い、遊びの内容や散歩の行き先を決めたり、行事の相談をしたり、困ったことを皆で解決するなどしています。行事は、内容を自分たちで話し合っ決めて、役割決めや衣装、道具作りなども自分たちで行っています。2・3歳児、4・5歳児は異年齢のクラス構成となっていて、日常的に異年齢で活動しています。朝夕の合同保育や行事、散歩などで異年齢で交流するほか、毎月0の付く日は「なかまっこDay」で全園児がクラスの枠を超えて好きなコーナーを選んで過ごしています。異年齢で過ごす中で、子どもたちはお互いの違いを認め合い、共に成長しています。</p> <p>晴れた日には、園庭で遊んだり、近隣の散歩に出かけたりし、身体を思いっきり動かし、季節の自然に触れています。散歩では、交通ルールを学んだり、近隣住民とあいさつや会話を交わしたりしています。また、芋ほりや地域の花壇の苗植え、栽培の種や苗等の買い物などで地域住民と交流しています。保育室でもリズムや体操、平均台やトンネルなどで身体を動かしています。4・5歳児は、外部講師によるスポーツリズムも実施しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>長時間にわたり園で生活することを配慮し、一人ひとりの子どもの発達過程や生活リズム、心身の状態に配慮して保育しています。保育士は子どもの喃語や表情、視線などに優しく応え、応答的な関わりをしています。子どもの気持ちを受け止め、スキンシップもたくさん取っていて、子どもたちも保育士に甘えています。0・1歳児が合同で活動する時間が多くありますが、生活面などは個別に対応し、それぞれの子どもが発達に合わせてゆったりと過ごせるように配慮しています。また、年度始めは0・1歳児が別に活動したり、月齢の低い子どもがのんびりと過ごしている間に月齢の高い活発な子どもは1歳児と一緒に遊ぶなど、子どもの月齢や発達に合わせて活動ができるようにしています。1歳児の遊ぶ様子を見たり、一緒に遊んだりする中で、子どもたちの興味と関心が広がっています。</p> <p>保育室には、子どもの発達に合わせた玩具が子どもの目線に合わせて置かれていて、子どもが自分で選択できるようにしています。保育士による手作り玩具も多くあります。保護者とは、朝夕の送迎時の会話や毎日の連絡帳を用いて密に情報交換し、連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育士は、子どもの姿についてクラスやミーティングで話し合い、子どもの育ちや興味・関心に合わせて環境を整えています。保育室には、子どもたちが自分たちで好きな遊びを選べるように玩具や絵本が置かれ、遊びのコーナーやロフトが作られていて、探索活動を通して興味や関心を広げられるよう環境設定されています。保育士は子どもの遊ぶ様子を見守り、子どもの気持ちを丁寧に拾い、遊びが広がるような声掛けをしています。けんかなどのもめ事の際には、危険がないよう近くで見守り、噛みつきなどは間に入って止め、双方の意見をしっかり聞いて気持ちを受け止めて代弁し、仲立ちをしています。子どものやりたい気持ちや自我の育ちも受け止め、指示する言葉を使わないよう心がけ、少しでもできたことは褒めて認め、次のステップにチャレンジできるように見守っています。全クラス一緒に「なかまっこDay」や2歳児～5歳児合同での活動など、異年齢で活動する機会が多くあります。栄養士や看護師、保育参加の保護者、実習生、園庭開放等に参加した地域の親子など、様々な人と交流しています。保護者とは送迎時の会話や連絡帳で子どもの様子を伝え合い、連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>3歳児は、自分の身の回りのことは自分でできるようになるとともに、自分の意思で生活や遊びを繰り広げられるよう環境を整えています。4歳児は、周囲の様々なものに興味関心をもって関わり、不思議さや面白さに気づき楽しむとともに、友だちや大人の行動を見て吸収し、自分で考え目的のある行動をとれるように支援しています。5歳児は、最上級生としての自覚や思いやりを持ち、集団の一員として行動ができ、何ににでも意欲的に挑戦し、最後まで取り組めるように支援しています。保育士は、子どもの様子を見守り、子どもに問いかけ、子どもが自分で考え、主体的に行動できるように働きかけています。編み物や手芸、籠を編むなどの5歳児だけの活動や5歳児だけの遊びのコーナーがあり、他の子どもたちのあこがれとなっていて、進級への期待感を育てています。幼児は、ミーティングの時間を多くとり、活動内容や行事などについて自分の考えを発表して話し合っていて、経験を重ねることで相手の話を聞いて自分との違いを知って葛藤し、折り合いをつける経験を積んでいます。保護者へは、子どもの姿を日々の会話や保育アプリ、懇談会などで伝えています。小学校には幼保小の話し合いの中で、地域には地域振興会などの機会に子どもの様子を伝えています。</p>	

	第三者評価結果
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園内はビルの1階にあり段差のない構造となっていて、玄関スロープや多目的トイレなどの設備があります。障がいのある子どもには、クラスの計画と関連付けた個別の指導計画を作成し、個別の記録もつけています。子どもの特性に配慮して、絵カードなど視覚的に分かりやすい表示をしたり、個別の空間を用意するなど、子どもが安心して過ごせるような環境を整えています。個別対応の保育士を配置し、障がいがある子どもの気持ちを確かめて代弁するなどし、他の子どもと一緒に生活できるように支援しています。一緒に生活する中で、子どもたちも障がいを一つの個性として自然に受け入れ、共に育ち合っています。保護者とは、送迎時の会話や定期的な面談などで、子どもの様子を密に情報交換しています。横浜市北部地域療育センターや子どもが通所する児童発達支援事業所などと連携し、支援しています。保育士は、障がいに関する外部研修に参加しています。また、法人の社会福祉士とクラスリーダーによる支援委員会があり、支援のあり方についてケース検討をしています。園のしおりに「障がい児・医療的ケアが必要な児童の保育について」掲載し、入園時に保護者に園の方針を説明しています。</p>	
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画、月案に長時間保育への配慮を記載し、20時までのデイリープログラムを作成し、保育しています。一日の流れをクラスごとにルーティン化することで、子どもが見通しを持ち、安心して生活できるようにしています。保育室には、ソファなどが置かれた絵本コーナーや一人でゆったりと過ごせるスペースがあり、落ち着いて過ごせるように環境構成しています。17時から、0・1歳児、2～5歳児で過ごし、18時から全クラス合同で4・5歳児の保育室で過ごしています。異年齢で自分たちが好きな遊びを楽しんだり、ゴロゴロできるように布団を用意したり、動と静の遊びができるようにスペースを分けるなど、子どもの状況に応じて環境構成を工夫しています。18時に補食、19時に夕食を提供しています。15分ミーティング、業務日誌等で子どもの様子を園全体で共有するほか、17時と18時に保育士間でクラスノートと健康チェック表を用いて、口頭でも引き継ぎをし、確実に保護者に子どもの様子が伝わるようにしています。</p>	
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に小学校との連携を記載し、保育しています。就学を意識してハンカチを使う練習（3歳児から）をしたり、給食を小学校の時間を意識して食べる練習をしたり、支度や荷物の管理を自分でするなどしています。4歳児から自分の体調を見ながら午睡を減らしていき、5歳児の夏頃から午睡をしないで、編み物など静かな遊びをしています。子どもの体調により午睡することもできます。小学校1年生と交流したり、地域の保育園と年長児交流をしたりしています。夏休みには卒園生が小学生先生として遊びに来て交流し、直接小学校の様子を聞いています。保護者には、懇談会で小学校に向けての話し、個別の相談にも応じています。要配慮児に関しては、社会福祉士が個別支援級に進学した卒園生と在園児の交流会を実施し、進学にあたっての子ども・保護者の不安が解消するようにしています。保育士は、横浜市の「幼保小の架け橋プログラム」の研修に参加しています。また、幼保小連携で小学校教諭と意見交換しています。就学にあたっては、保育所児童保育要録を作成し、小学校に送付しています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、職員に周知しています。マニュアルは毎年およびガイドラインの変更時など必要に応じて随時見直しをしています。3園の看護師と衛生委員による衛生委員会では話し合い、年間保健計画を作成し、それに基づき保育をしています。朝の受け入れ時には、保育士は子どもの様子を観察して検温し、保護者から家庭での健康状態を聞き取り、健康観察表に記載しています。看護師は各クラスをラウンドし、子どもの健康状態を視診し、保育士の相談に応じています。子どもの健康状態は毎日の15分ミーティングや園ミーティングで職員間で共有しています。保育中の子どもの体調悪化については、保護者に連絡をし、対応について相談しています。保護者が迎えに来るまでは、事務所で個別対応しています。次の登園時にも確認しています。けがは園長・主任が検討し、保護者に連絡をして対応しています。入園時に保護者に既往症や予防接種などの情報を保健調査票に記載してもらい、毎年保護者に返却して確認してもらい更新しています。感染症の流行状況や季節ごとの健康に関する情報は、保健だよりや掲示で保護者に提供しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、0・1歳児クラスは5分おき、2歳児クラスは10分おきに呼吸確認し、記録しています。職員にはマニュアルを用いて周知しています。保護者に対しては、入園時に説明しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）のポスターを園内に掲示しています。</p>	

	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
<p>毎月の身体測定、年2回の健康診断と歯科健診、年1回の尿検査（幼児）と視聴覚健診（3歳児）を実施し、結果を記録しています。保護者には用紙を用いて結果を知らせ、必要に応じて個別に口頭でも説明しています。歯科健診の前には、絵本を読んだり、受診の練習をしたりしています。歯科健診前には、歯磨き指導や虫歯の話をし、歯科健診で虫歯も磨き残しもなかった子どもには、「ピカピカ賞」を渡すことで、子どもたちの歯磨きへの意識を高めています。また、視聴覚検査の前には、目の大切さや耳の機能の話をし、視力を測る練習をするなどしています。年間保健計画に基づき、看護師による手洗い、うがい、歯磨き指導などを年齢に合わせて実施しています。幼児には「パーソナルスペースを知ろう」などの話もしています。</p>	
	第三者評価結果
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>	
<p>横浜市の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づきアレルギー対応マニュアルを作成し、それに基づき対応しています。ガイドラインを各クラスに置き、職員がいつでも確認できるようにしています。食物アレルギーのある子どもに対しては、入園時に子どものかかりつけ医が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保護者に提出してもらい、保護者、園長、主任、栄養士、看護師で面談し、必要な対応をしています。毎月、保護者と栄養士が面談して翌月の献立表を確認し、除去食を提供しています。除去食提供にあたっては、別トレイ、別食器、食札を用い、給食室と保育士、保育士間でチェック表を用いて確認し、一番初めに提供し、誤食を防いでいます。テーブルも別にし、保育士がそばについています。食物アレルギーやアナフィラキシー補助治療剤の使い方の園内研修を実施しています。園のしおりにアレルギーについての対応を記載し、入園時に保護者に説明しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
<p>全体的な計画に食育推進について記載し、栄養士と保育士による食育委員会で食育年間計画を作成し、保育しています。食事の席は自由で、友だちと楽しく食べています。1人席もあり気分に合わせて食事を楽しむことができます。テーブルに花を飾ったり、ランチョンマットを用いたり楽しい雰囲気づくりをしています。</p> <p>保育士は、一人ひとりの食事の状況を把握し、個々に合わせて声掛けをしたり、介助をしたりしています。2・3歳児は主菜と副菜を保育士が子どもの目の前で盛り付け、4・5歳児は子どもに見本を見て量を申告してもらい、保育士が盛り付けています。子どもの苦手な食材については、一口でも食べてみるように声掛けはしますが、完食を強制することなく、お残しもお代わりも自由です。食器は陶器を使用し、子どもの発達に合わせた物を用いています。3・4・5歳児は、お箸、スプーン、フォークのランチセットを持参し、自分で選択して用いています。ひらがなの献立表を用意し、子どもが献立に関心を持てるようにしています。子どもの年齢に合わせて、野菜を栽培して調理して食べたり、野菜に触れる等の食育活動をしています。また、栄養士がオリジナルの食育キャラクター「イートマン」と一緒に保育室を回り、栄養素や行事食のクイズを出すなどしています。正月には丸餅と角餅の境界線を日本地図で示してクイズを出し、お節の写真を重箱に並べるなど、子どもが楽しめるような工夫をしています。保護者には、献立表と給食日よりを毎月配信しています。希望する保護者は、保育参加の時に試食することができます。</p>	
	第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>離乳食は、一人ひとりの発達段階に合わせて保護者と相談し、食材チェック表の食材を家庭で試してもらってから段階を進めています。お腹の調子が悪い時には牛乳をお茶にしたり、子どもの発達過程に合わせて食形態を調整するなど、子どもの体調や発達過程に合わせた対応をしています。献立は3園共通で、節分やひな祭りなどの季節の行事食や夏祭りや運動会などの行事のメニューを用意し、子どもが楽しく食事できるようにしています。運動会の週には、「骨が強くなる献立」「足が速くなる献立」「かつ」「メダルクッキー」などを、縁日の週にはおやつにたこ焼きやフランクフルトなどを提供し、子どもが行事の雰囲気を楽しめるようにしています。月1回のえらべるおやつでは、2種類の味のおやつを用意し、子どもが選択できるようにしています。3月には5歳児一人ずつの希望を反映したリクエストメニューを提供しています。残食を記録するとともに、栄養士が子どもの食事の様子を見て回り、子どもから直接感想を聞いています。毎月の食育委員会では、子どもの喫食状況について話し合い、味付けや調理方法に反映しています。給食室の衛生管理はマニュアル、チェックリストに基づき、適切に行われています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>乳児は毎日、幼児は必要に応じて連絡帳を用いて密に情報交換しています。幼児は、保育アプリでその日のクラスの活動の様子を伝えています。毎日の送迎時には保護者と会話をし、子どもの園での姿を伝えています。年2回の懇談会では、保育の意図や目的などを伝え、保護者が園の保育への理解を深められるようにしています。年1回の個人面談、保育参加も実施しています。運動会と発表会（なかまの会）などの行事は子どもたちが内容を考え、決めて披露することで、保護者が子どもの姿を理解し、成長を感じられるようにしています。毎月、会長による「なかましんぶん」と園長による「ALPHA!新聞」、園だより、クラスだより、給食だよりを発行し、保護者に情報提供しています。保護者の自主的な活動である保護者会があり、夏祭り（縁日）や正月イベントなどの行事などを行ったり、保護者のボランティアが園庭整備を一緒に行うなど、協力して子どもの育ちを支えています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には、園長始め職員皆がそれぞれの立場で笑顔で保護者に声をかけて挨拶を交わしてコミュニケーションを取っています。年1回個人面談を全園児に実施するほか、保護者から要望があればいつでも面談を受け付けています。連絡帳や保育アプリでも保護者の相談に応じています。保護者からの相談を受けた保育士は園長、主任に報告し、対応について相談しています。必要に応じて個人面談を設定し、内容によっては園長、主任、栄養士、看護師が対応し、専門的な視点からアドバイスをしたり、関係機関を紹介するなどしています。社会福祉士による子育て支援の相談も受け付けています。相談内容は記録し、継続した支援につなげています。内容は園ミーティングで共有し、皆が同じ対応ができるようにしています。社会福祉士とクラスリーダーによる支援委員会があり、支援が必要な子どもや保護者についてケース検討しています。</p>	
	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>「児童虐待対応マニュアル」を整備し、全体ミーティングで職員に周知しています。都筑区役所の動画配信による虐待研修を全職員で受けています。朝の受け入れ時には、職員は子どもと保護者の様子を観察しています。おむつ交換時や着替え時には子どもの身体をチェックするとともに、子どもの言葉や行動などを観察しています。気になることがあった場合には、園長、主任に報告して対応について協議し、全職員で共有して見守る体制を築いています。朝夕の送迎時には保護者に声をかけて傾聴して相談にのり、支援が必要な場合にはリフレッシュで子どもを預けられるようにするなど、援助しています。また、連絡のない欠席や長期にわたる欠席の場合には、連絡を入れ、子どもと家庭の状況を確認しています。必要に応じて都筑区子ども家庭支援課や横浜市北部児童相談所に報告し、連携しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>指導計画や日誌には自己評価の欄があり、保育士が日々の保育の中で振り返りができるようになっています。保育士は、毎日の15分ミーティングや全体ミーティング、クラスミーティングなどで話し合い、保育の振り返りを行っています。日誌は、エピソードを記載して振り返りをする形式となっていて、子どもの育ちや意欲、取り組む過程などを大切にしています。年度末には、全職員が自己評価表「気づきシート」を用いて自己の保育の振り返りを行っています。また、クラス、委員会、看護師、栄養士でKPTを用いて自己評価をしています。自己評価の結果明らかになった課題から、保育環境を見直したり、嘔吐処理や消火器訓練を小グループでの実地訓練に変更するなど、保育の改善や専門性の向上に生かしています。ただし、KPTの自己評価の結果を園の自己評価としてまとめ、次年度の計画につなげることはしていないので、今後の取り組みが期待されます。</p>	